

大阪府公告第106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成30年9月1日付けで次のとおり海面における漁業の免許をした。

平成30年9月3日

大阪府知事 松井 一郎

1 免許番号及び漁業権者

免許番号	漁業権者	
	住所	名称及び代表者の氏名
共第1号 共第2号 共第3号 共第4号 区第2号	泉佐野市新町二丁目5187番地101	泉佐野漁業協同組合 代表理事組合長 三好 正広
共第5号 共第6号 共第7号 共第8号 区第3号	泉南郡田尻町りんくうポート北1番地	田尻漁業協同組合 代表理事組合長 西浦 榮一
共第9号 共第10号 共第11号 区第4号 区第5号	泉南市岡田五丁目39番11号	岡田浦漁業協同組合 代表理事組合長 佐野 孝広
共第12号	同 同 同 同  同 りんくう南浜2番202	同 同 同 樽井漁業協同組合 代表理事組合長 喜山 満男
共第13号 共第14号 共第15号 区第6号	同 同 同 同	同 同 同

共第16号 共第17号 共第18号 共第19号 区第7号 区第8号	阪南市尾崎町三丁目27番14号	尾崎漁業協同組合 代表理事組合長 南 佳典
共第20号 共第21号 共第22号 区第9号 区第10号 区第11号	同 鳥取1115番地	西鳥取漁業協同組合 代表理事組合長 相良 康隆
共第23号 共第24号 共第25号 区第12号 区第13号 区第14号	同 箱作3341番地	下荘漁業協同組合 代表理事組合長 西澤 勝
共第26号 共第27号 共第28号 共第29号 共第30号 共第31号 区第15号 区第16号	泉南郡岬町淡輪4582番地の地先	淡輪漁業協同組合 代表理事組合長 福本 勝也
共第32号 共第33号 共第34号 共第35号	同 深日2917番地	深日漁業協同組合 代表理事組合長 南 泰治

共第36号 区第17号 区第18号 区第19号		
共第37号 共第38号 共第39号 共第40号 共第41号 共第42号 共第43号 共第44号 共第45号 区第20号	同	多奈川谷川2925番地の6 谷川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 光臣
共第46号 共第47号 共第48号 共第49号 共第50号 共第51号 共第52号 共第53号 共第54号 共第55号 共第56号 区第21号	同	多奈川小島597番地 小島漁業協同組合 代表理事組合長 山原 學
区第1号	同 同	815 番地 小島養殖漁業生産組合 組合長理事 田中 映治

- 2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間  
平成30年5月17日大阪府告示第1028号のとおり

大阪府告示第1028号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、海面において営む漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区及び関係地区を次のとおり定める。

なお、その区域図は、大阪府環境農林水産部水産課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成30年5月17日

大阪府知事 松井 一郎

1 公示番号

共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同

イ 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南地先

ウ 漁場の区域

次の基点第1号、(ア)、(イ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに(ウ)、(I)、(カ)及び(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

(ア) 基点第1号から真方位330度、590メートルの点  
北緯34度25.68分 東経135度18.43分 世界測地系(WGS84)

(イ) 基点第2号から真方位320度、854メートルの点  
北緯34度24.58分 東経135度17.03分 世界測地系(WGS84)

(ウ) 基点第1号から真方位251度37分、1,350メートルの点

(I) 基点第1号から真方位244度2分、1,266メートルの点

(オ) 基点第1号から真方位240度34分、2,363メートルの点

(カ) 基点第1号から真方位234度25分、2,297メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

2 公示番号

共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 阪南港泉佐野A防波堤灯台

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位19度30分、1,335メートルの点

(イ) 基点第1号から真方位244度2分、1,266メートルの点

(ウ) 泉佐野港湾区域西端

(イ) 泉佐野港湾区域西端から真方位133度、143メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松

南、高松西、市場東、市場南及び市場西

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

3 公示番号

共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

ウ 漁場の区域

次の基点第2号、(ア)及び(イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位320度、300メートルの点

(イ) 基点第2号から真方位21度、850メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

4 公示番号

共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

イ 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

ウ 漁場の区域

次の基点第2号、(ア)及び(イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位320度、140メートルの点

(イ) 基点第2号から真方位29度30分、588メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

5 公示番号

共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
---------	------	----------------

イ 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第2号、(ア)、(イ)及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位320度、854メートルの点

北緯34度24.58分 東経135度17.03分 世界測地系(WGS84)

(イ) 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

北緯34度24.16分 東経135度16.42分 世界測地系(WGS84)

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡田尻町

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

6 公示番号

共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置



泉南郡田尻町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第2号、(ア)、(イ)及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位320度、254メートルの点

(イ) 基点第3号から真方位320度、420メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡田尻町

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

7 公示番号

共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第2号、(ア)、(イ)及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位320度、140メートルの点

(イ) 基点第3号から真方位320度、140メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡田尻町

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

8 公示番号

共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として150メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位302度30分、533メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡田尻町
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

9 公示番号  
共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第3号、(ア)、(イ)及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

(ア) 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点  
北緯34度24.16分 東経135度16.42分 世界測地系（WG S84）

(イ) 基点第5号から真方位320度、683メートルの点  
北緯34度23.21分 東経135度15.67分 世界測地系（WG S84）

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日

- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南市岡田
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

10 公示番号  
共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	同

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第3号、(ア)、(イ)及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

(ア) 基点第3号から真方位320度、220メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位320度、83メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南市岡田
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

11 公示番号  
共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第3号、(ア)、(イ)及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

(ア) 基点第3号から真方位320度、300メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位320度、300メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日
- (4) 関係地区  
泉南市岡田
- (5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

12 公示番号

共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第5号 樽井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点

(ア) 基点第5号から真方位304度30分、765メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南市岡田及び樽井

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

13 公示番号

共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同
	さざえ漁業	同

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、(ア)、(イ)及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

(ア) 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

北緯34度23.21分 東経135度15.67分 世界測地系（WG S 84）

(イ) 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点

北緯34度22.95分 東経135度14.62分 世界測地系（WG S 84）

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 関係地区

泉南市樽井

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

14 公示番号

共第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、(ア)、(イ)及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

(ア) 基点第5号から真方位320度、83メートルの点

(イ) 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南市樽井

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

15 公示番号

共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先



ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

(ア) 基点第6号から真方位38度、218メートルの点

(イ) 基点第6号から真方位42度45分、900メートルの点

(ウ) 基点第6号から真方位24度、960メートルの点

(エ) 基点第6号から真方位7度、540メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南市樽井

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

16 公示番号

共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

イ 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第6号、(ア)、(イ)及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波

堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

(7) 基点第6号から真方位320度、1,000メートルの点  
北緯34度22.95分 東経135度14.62分 世界測地系（WG S84）

(1) 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点  
北緯34度22.05分 東経135度13.65分 世界測地系（WG S84）

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 関係地区

阪南市尾崎町

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

17 公示番号

共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	同
	おごり漁業	6月1日から10月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第6号、(ア)、(イ)及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

(ア) 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

(イ) 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市尾崎町

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

18 公示番号

共第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第6号、(ア)、(イ)及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

(ア) 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

- (1) 基点第 8 号から真方位320度、500メートルの点
- (2) 免許予定日  
平成30年 9 月 1 日
- (3) 申請期間  
平成30年 6 月11日から同年 7 月13日まで
- (4) 関係地区  
阪南市尾崎町
- (5) 制限又は条件
  - ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
  - イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
- (6) 存続期間  
平成30年 9 月 1 日から平成40年 8 月31日まで

19 公示番号  
共第19号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第 7 号 尾崎港南防波堤基部中心点

(ア) 基点第 7 号から真方位292度、932メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年 9 月 1 日
- (3) 申請期間  
平成30年 6 月11日から同年 7 月13日
- (4) 関係地区  
阪南市尾崎町

(5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

20 公示番号  
共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同
	さざえ漁業	同
	あわび漁業	同

イ 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

ウ 漁場の区域

次の基点第8号、(ア)、(イ)及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

(ア) 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点  
北緯34度22.05分 東経135度13.65分 世界測地系（WG S84）

(イ) 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点  
北緯34度21.40分 東経135度13.12分 世界測地系（WG S84）

(2) 免許予定日  
平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市新町及び鳥取

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

21 公示番号

共第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

ウ 漁場の区域

次の基点第8号、(ア)、(イ)及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

(ア) 基点第8号から真方位320度、500メートルの点

(イ) 基点第10号から真方位320度、800メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市新町及び鳥取

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

22 公示番号

共第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市鳥取地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点

(ア) 基点第9号から真方位314度30分、1,260メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市新町及び鳥取

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

23 公示番号

共第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	同
	いせえび漁業	同
	あさり漁業	同
	うに漁業	同

イ 漁場の位置

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第10号、(ア)、(イ)及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びに(ウ)、(I)、(オ)及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

(ア) 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点  
北緯34度21.40分 東経135度13.12分 世界測地系(WGS84)

(イ) 基点第13号から真方位345度、874メートルの点  
北緯34度20.70分 東経135度11.45分 世界測地系(WGS84)

(ウ) 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点

(I) (ウ)から真方位330度、275メートルの点

(オ) 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦



- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

24 公示番号  
共第24号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第10号、(ア)、(イ)及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びに(ウ)、(I)、(オ)及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

(ア) 基点第10号から真方位320度、800メートルの点

(イ) 基点第13号から真方位345度、674メートルの点

(ウ) 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点

(I) (ウ)から真方位330度、275メートルの点

(オ) 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

25 公示番号

共第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市箱作地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として200メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域  
基点第11号 下荘漁港東防波堤基部中心点

(ア) 基点第11号から真方位345度30分、710メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

26 公示番号

共第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の基点第13号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及び(オ)を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いた(オ)及び(カ)を結ぶ円弧、(カ)、(キ)及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

(ア) 基点第13号から真方位345度、874メートルの点  
北緯34度20.70分 東経135度11.45分 世界測地系(WGS84)

(イ) 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点  
北緯34度20.98分 東経135度10.58分 世界測地系(WGS84)

(ウ) 基点第15号から真方位350度、1,300メートルの点  
北緯34度20.80分 東経135度09.95分 世界測地系(WGS84)

(エ) 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点  
北緯34度20.38分 東経135度09.07分 世界測地系(WGS84)

(オ) 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点

(カ) 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点

(キ) 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

27 公示番号

共第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	同
	あさり漁業	同
	うに漁業	同
	かき漁業	同

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の基点第13号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第14号及び(オ)を結んだ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いた(オ)及び(ク)を結ぶ円弧、(ク)、(ア)及び基点第13号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

(ア) 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

(イ) 基点第14号から真方位0度、800メートルの点

(ウ) 基点第15号から真方位350度、800メートルの点

- (I) 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点
- (オ) 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点
- (カ) (ア)及び(イ)を結んだ線と基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いた(オ)及び(ク)を結ぶ円弧の交点
- (キ) (ア)及び(イ)を結んだ線と基点第14号及び(オ)を結んだ線との交点
- (ク) 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 関係地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

28 公示番号

共第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の基点第13号、(ア)、(イ)、(ウ)、(I)、(オ)、(カ)及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側30メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び同防波堤の外側30メートル以内の区域並びに基点第14号及び(キ)を結ぶ線、基点第14号を中心として1,000メートルの半径で描いた(キ)及び(ク)を結ぶ円弧、(ク)、(ケ)及び基点第13号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

(ア) 基点第13号から真方位345度、874メートルの点

(イ) 基点第14号から真方位0度、1,300メートルの点

(ウ) 基点第14号から真方位0度、250メートルの点

(エ) 基点第15号から真方位350度、250メートルの点

(オ) 基点第15号から真方位350度、800メートルの点

(カ) 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点

(キ) 基点第14号から真方位47度、1,000メートルの点

(ク) 基点第14号から真方位90度、1,000メートルの点

(ケ) 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

29 公示番号

共第29号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

(ア) 基点第14号から真方位73度20分、1,380メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 関係地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

30 公示番号

共第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

(ア) 基点第14号から真方位40度、935メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

- (4) 関係地区  
泉南郡岬町淡輪
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

31 公示番号  
共第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(I)及び(ウ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第14号 淡輪港西防波堤基部中心点

基点第15号 泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

(ア) 基点第14号から真方位343度40分、457メートルの点

(イ) 基点第14号から真方位343度40分、569メートルの点

(ウ) 基点第15号から真方位330度20分、338メートルの点

(I) 基点第15号から真方位330度20分、438メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。



(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

32 公示番号

共第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、(ア)、(ウ)、(イ)、(I)、(オ)、(カ)、(キ)及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

基点第19号 深日港突堤基部中心点

(ア) 基点第16号から真方位332度30分、1,000メートルの点  
北緯34度20.38分 東経135度09.07分 世界測地系(WGS84)

(イ) 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点  
北緯34度20.10分 東経135度07.42分 世界測地系(WGS84)

(ウ) (ア)から泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻)を見通す線と(イ)から泉南郡岬町深日長崎の鼻を見通す線の交点  
北緯34度19.98分 東経135度08.32分 世界測地系(WGS84)

(I) 基点第19号から真方位333度、1,040メートルの点

(オ) 基点第19号から真方位353度40分、1,171.5メートルの点

(カ) 基点第19号から真方位17度10分、720.5メートルの点

(キ) 基点第19号から真方位23度、511.5メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町深日

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

33 公示番号

共第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	同
	あさり漁業	同
	なまこ漁業	同
	えむし漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	同
	とこぶし漁業	同
	がんがら漁業	同
	かき漁業	同
	てんぐさ漁業	同
	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、(ア)、(ウ)、(イ)及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

基点第19号 深日港突堤基部中心点

(ア) 基点第16号から真方位332度30分、300メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位23度、371メートルの点

(ウ) 基点第19号から真方位47度30分、440メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町深日

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

34 公示番号

共第34号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

(ア) 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

(イ) 基点第16号から真方位332度30分、750メートルの点

(ウ) (イ)から真方位257度30分、500メートルの点

(エ) (ア)から真方位257度30分、500メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町深日
- (5) 制限又は条件
  - ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
  - イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

35 公示番号  
共第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(I)及び(ウ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点

基点第18号 深日漁港南防波堤基部中心点

(ア) (オ)から真方位312度30分、88メートルの点

(イ) (オ)から真方位312度30分、143メートルの点

(ウ) 基点第18号から真方位317度20分、468メートルの点

(I) 基点第18号から真方位317度20分、518メートルの点

(オ) 基点第17号から真方位57度20分、56メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日

- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町深日
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

36 公示番号  
共第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第17号 深日漁港北防波堤基部中心点

(ア) (イ)から真方位312度30分、220メートルの点

(イ) 基点17号から真方位57度20分、56メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町深日
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

37 公示番号

共第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第20号、(ア)、(イ)、(ウ)及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内を除く。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻)

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石)

(ア) 基点第19号から真方位333度、1,500メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位333度、2,000メートルの点  
北緯34度20.10分 東経135度07.42分 世界測地系(WGS84)

(ウ) 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点  
北緯34度19.75分 東経135度06.15分 世界測地系(WGS84)

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

38 公示番号  
共第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	同
	かき漁業	同
	なまこ漁業	同
	うに漁業	同
	えむし漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第20号、(イ)、(ウ)及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内を除く。

基点第19号 深日港突堤基部中心点

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻)

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石)

(ア) 基点第19号から真方位333度、1,500メートルの点

(イ) 基点第20号と(ア)を結ぶ線上で基点第20号から300メートルの点

(ウ) 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

39 公示番号

共第39号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	桝網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第20号、(ア)、(イ)及び(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第20号 泉南郡岬町多奈川谷川観音崎(中瀬鼻)

(ア) 基点第20号から真方位350度、650メートルの点

(イ) 基点第20号から真方位306度30分、650メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位241度30分、180メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで



40 公示番号  
共第40号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第21号、(ア)、(イ)及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石)

(ア) 基点第21号から真方位327度30分、300メートルの点

(イ) 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

41 公示番号  
共第41号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
---------	--------	----------------

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

(ア) 基点第21号から真方位1度15分、331メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

42 公示番号

共第42号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

(ア) 基点第21号から真方位348度20分、664メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

43 公示番号

共第43号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

(ア) 基点第21号から真方位340度40分、928メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

44 公示番号

共第44号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域  
基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

(ア) 基点第21号から真方位338度30分、1,133メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

45 公示番号

共第45号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第21号 深日港(谷川地区)西防波堤基部中心点

(ア) 基点第21号から真方位290度10分、612メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

46 公示番号

共第46号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第23号、(ア)、(イ)及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石)

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

(ア) 基点第23号から真方位350度、1,000メートルの点

北緯34度19.75分 東経135度06.15分 世界測地系 (WG S 84)

(1) 基点第27号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上2,000メートルの点

北緯34度19.30分 東経135度04.52分 世界測地系 (WG S 84)

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

47 公示番号

共第47号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	同
	なまこ漁業	同
	てんぐさ漁業	同
	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	同
	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第23号、(ア)、(イ)、(ウ)及び基点第27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第1号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

(ア) 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

(イ) 基点第24号から真方位320度、300メートルの点

(ウ) 基点第27号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上500メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

48 公示番号

共第48号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第25号から真方位34度40分、896メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町多奈川小島
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

49 公示番号  
共第49号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第25号から真方位24度20分、565メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町多奈川小島
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。



(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

50 公示番号

共第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第25号から真方位353度30分、659メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

51 公示番号

共第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

(ア) 基点第26号から真方位329度20分、135メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

52 公示番号

共第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第26号 小島漁港B階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

(ア) 基点第26号から真方位289度30分、454メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町多奈川小島
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

53 公示番号  
共第53号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域  
基点第27号 大阪府と和歌山県の境界

(ア) 基点第27号から真方位315度52分、2,086メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町多奈川小島
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

54 公示番号  
共第54号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として50メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第25号から真方位339度、1,015メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

55 公示番号  
共第55号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)を中心として100メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第25号から真方位335度、855メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 関係地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

56 公示番号

共第56号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	柵網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第23号、(ア)、(イ)及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石)

基点第24号 泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第23号から真方位350度、300メートルの点

(イ) 基点第24号から真方位320度、300メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日
- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区  
泉南郡岬町多奈川小島
- (5) 制限又は条件
  - ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
  - イ 漁具を敷設中は、当該漁具の見やすい場所に標識及び灯火を設置しなければならない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで

57 公示番号  
区第1号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	はまち養殖業	1月1日から12月31日まで
	たい養殖業	同
	しまあじ養殖業	同
	さけ・ます養殖業	12月1日から翌年3月31日まで
	ふぐ養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置  
泉南郡岬町多奈川小島地先
- ウ 漁場の区域  
次の(ア)から真方位252度40分の線、基点第27号から真方位312度10分の線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域  
基点第27号 大阪府と和歌山県の境界  
(ア) 小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ130メートルの点
- (2) 免許予定日  
平成30年9月1日

- (3) 申請期間  
平成30年 6月11日から同年 7月13日まで
- (4) 地元地区  
大阪府
- (5) 制限又は条件  
国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- (6) 存続期間  
平成30年 9月 1日から平成40年 8月31日まで

58 公示番号  
区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月 1日から翌年 4月30日まで
	わかめ養殖業	11月 1日から翌年 5月15日まで

イ 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位43度、70メートルの点

(ア) 基点第2号から真方位320度、284メートルの点

(イ) 基点第2号から真方位320度、854メートルの点

(ウ) (イ)から真方位47度、440メートルの点

(イ) (ア)から真方位47度、520メートルの点

- (2) 免許予定日  
平成30年 9月 1日
- (3) 申請期間  
平成30年 6月11日から同年 7月13日まで
- (4) 地元地区  
泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

(5) 制限又は条件

- ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

59 公示番号

区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡田尻町地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

(ア) 基点第3号から真方位320度、520メートルの点

(イ) 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

(ウ) (イ)から真方位51度、420メートルの点

(イ) (ア)から真方位51度、420メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南郡田尻町

(5) 制限又は条件

- ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- イ 養殖施設があることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。



(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

60 公示番号

区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、点(イ)と点(ウ)を結んだ線及び点(ア)と点(イ)を結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位43度、47メートルの点

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度、432メートルの点

(ア) 基点第3号から真方位320度、570メートルの点

(イ) 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

(ウ) 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南市岡田

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

61 公示番号

区第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点

(ア) 基点第4号から真方位290度、540メートルの点

(イ) 基点第4号から真方位290度、990メートルの点

(ウ) 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南市岡田

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

62 公示番号

区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

イ 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第5号 樽井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

(ア) 基点第5号から真方位320度、283メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

(ウ) 基点第6号から真方位330度、950メートルの点

(イ) 基点第6号から真方位330度、550メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南市樽井

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

63 公示番号

区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

ウ 漁場の区域

次の(ウ)、(イ)、(オ)及び(カ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

(ア) 基点第6号から真方位259度、210メートルの点

(イ) 基点第7号から真方位37度45分、530メートルの点

(ウ) (ア)から真方位320度、250メートルの点

(イ) (ア)から真方位320度、600メートルの点

(オ) (イ)から真方位320度、600メートルの点

(カ) (イ)から真方位320度、250メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

阪南市尾崎町

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ウ)、(I)及び(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

(ア) 基点第7号から真方位222度、430メートルの点

(イ) (ア)から真方位320度、690メートルの点

(ウ) (ア)から真方位320度、990メートルの点

(I) 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点

(オ) 基点第8号から真方位320度、700メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

阪南市尾崎町

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

65 公示番号  
区第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

イ 漁場の位置

阪南市鳥取地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

(ア) 基点第9号から真方位310度、300メートルの点

(イ) 基点第9号から真方位310度、1,000メートルの点

(ウ) 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点

(イ) 基点第10号から真方位320度、300メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

阪南市新町及び鳥取

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

66 公示番号  
区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

(ア) 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

(イ) 基点第8号から真方位320度、270メートルの点

(ウ) 基点第8号から真方位245度、500メートルの点

(エ) 基点第8号から真方位237度、460メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 地元地区

阪南市新町及び鳥取

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

67 公示番号

区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市鳥取地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

(ア) 基点第10号から真方位320度、195メートルの点

(イ) 基点第10号から真方位320度、265メートルの点

(ウ) (イ)から真方位45度、170メートルの点

(エ) (ア)から真方位45度、170メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

阪南市新町及び鳥取

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

68 公示番号

区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置



阪南市貝掛地先

ウ 漁場の区域

次の(ウ)、(I)、(オ)及び(カ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

(ア) 基点第10号から真方位320度、450メートルの点

(イ) 基点第10号から真方位320度、750メートルの点

(ウ) (イ)から真方位243度30分、200メートルの点

(I) (イ)から真方位243度30分、770メートルの点

(オ) (ア)から真方位243度30分、770メートルの点

(カ) (ア)から真方位243度30分、200メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

69 公示番号

区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで
	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市箱作地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ウ)、(I)及び(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

(ア) 基点第12号から真方位245度、780メートルの点(田山川河口右岸)

(イ) (ア)から真方位345度、580メートルの点

(ウ) (ア)から真方位345度、930メートルの点

(I) 基点第13号から真方位、345度、874メートルの点

(オ) 基点第13号から真方位、345度、524メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

70 公示番号

区第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

阪南市箱作地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

(ア) 基点第12号から真方位310度、190メートルの点

(イ) 基点第12号から真方位310度、320メートルの点

(ウ) (オ)から真方位330度、275メートルの点

(エ) (オ)から真方位330度、150メートルの点

(オ) 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

71 公示番号

区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点

- (ア) 基点第13号から真方位345度、174メートルの点
- (イ) 基点第13号から真方位345度、874メートルの点
- (ウ) (イ)から真方位288度、370メートルの点
- (I) 基点第13号から真方位274度20分、587メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

- ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

72 公示番号

区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

- (ア) 基点第16号から真方位102度30分、320メートルの点
- (イ) 基点第16号から真方位358度30分、570メートルの点

(ウ) 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 地元地区

泉南郡岬町淡輪

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

73 公示番号

区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

(ア) 基点第16号から真方位332度30分、100メートルの点

(イ) 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

(ウ) (イ)から真方位257度30分、250メートルの点

(イ) (ア)から真方位257度30分、250メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

- (3) 申請期間  
平成30年6月11日から同年7月13日まで
- (4) 地元地区  
泉南郡岬町深日
- (5) 制限又は条件
  - ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
  - イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
- (6) 存続期間  
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

74 公示番号  
区第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第18号 深日漁港南防波堤基部中心点

(ア) 基点第18号から真方位341度、170メートルの点

(イ) 基点第18号から真方位341度、270メートルの点

(ウ) (イ)から真方位30度、20メートルの点

(イ) (ア)から真方位30度、20メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南郡岬町深日

(5) 制限又は条件

- ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

75 公示番号

区第19号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

ウ 漁場の区域

次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点第19号 深日港突堤基部中心点

(ア) 基点第19号から真方位48度、410メートルの点

(イ) (ア)から真方位56度40分、110メートルの点

(ウ) (イ)から真方位56度40分、130メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位54度50分、380メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南郡岬町深日

(5) 制限又は条件

- ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。
- イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

76 公示番号

区第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第22号、(ア)、(イ)及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第22号 泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界(三石)

(ア) 基点第22号から真方位0度、200メートルの点

(イ) 基点第23号から真方位350度、200メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日

(4) 地元地区

泉南郡岬町多奈川谷川

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

77 公示番号

区第21号

(1) 免許の内容たるべき事項



ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

イ 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ウ)、(I)及び(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63メートルの点

(ア) 基点第25号から真方位97度、310メートルの点

(イ) (ア)から真方位0度、50メートルの点

(ウ) (ア)から真方位0度、150メートルの点

(I) 基点第25号から真方位0度、140メートルの点

(オ) 基点第25号から真方位0度、40メートルの点

(2) 免許予定日

平成30年9月1日

(3) 申請期間

平成30年6月11日から同年7月13日まで

(4) 地元地区

泉南郡岬町多奈川小島

(5) 制限又は条件

ア 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

イ 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

(6) 存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで